

令和7年1月 オンライン説明会資料 ②

# 資料集

## 育児介護休業法 次世代育成支援対策推進法の改正について — 令和7年4月1日より順次施行 —

- 1 . 改正の概要 … p. 1
- 2 . 改正の背景 … p. 4
- 3 . 改正の内容 … p. 14
- 4 . その他 … p. 34

ひと、くらし、みらいのために

# 1. 改正の概要

# 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び 次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要（令和6年法律第42号、令和6年5月31日公布）

## 改正の趣旨

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするために、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充【育児・介護休業法】

- ① 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ（※）、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。  
※ 始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務、新たな休暇の付与、その他働きながら子を養育しやすくするための措置のうち事業主が2つを選択
- ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子（現行は3歳になるまでの子）を養育する労働者に拡大する。
- ③ 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生（現行は小学校就学前）まで拡大するとともに、勤続6月末満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。

### 2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化【育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法】

- ① 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超（現行1,000人超）の事業主に拡大する。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付ける。
- ③ 次世代育成支援対策推進法の有効期限（現行は令和7年3月31日まで）を令和17年3月31日まで、10年間延長する。

### 3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等【育児・介護休業法】

- ① 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。
- ② 労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付ける。
- ③ 介護休暇について、勤続6月末満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。

等

このほか、平成24年の他法の改正に伴い整備する必要があった地方公営企業法第39条第6項について規定の修正等を行う。

## 施行期日

令和7年4月1日（ただし、2③は公布日、1①及び⑤は公布の日から起算して1年6月以内において政令で定める日）

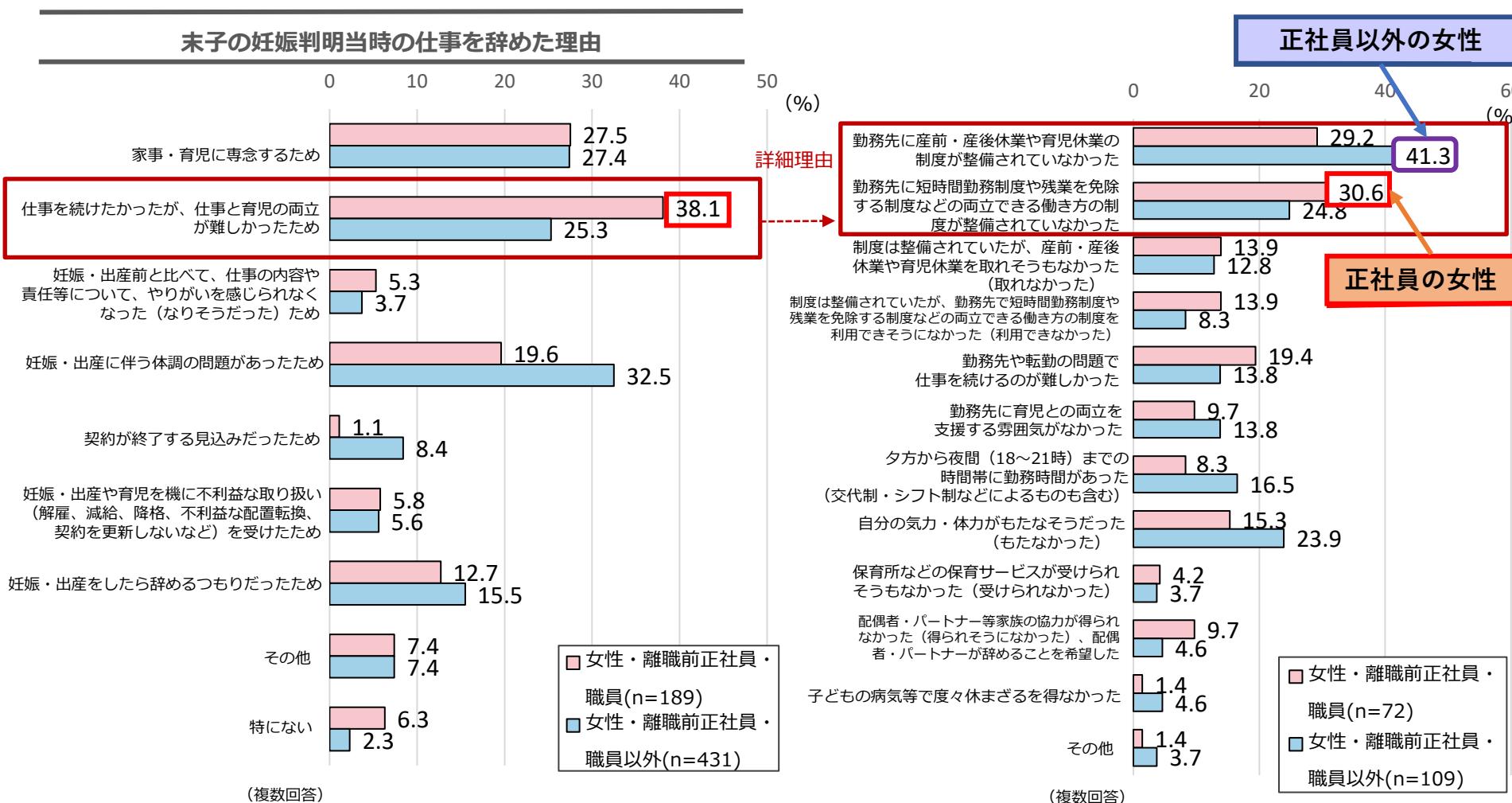
## 改正法の今後の施行スケジュール

| 施行期日                                       | 改正内容  |
|--|---|
| 公布日<br>(令和6年5月31日)                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長</li> </ul>  |
| 令和7年4月1日                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子の看護休暇の見直し（取得事由、対象となる子の範囲の拡大等）</li> <li>○ 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大（3歳になるまでの子→小学校就学前の子）</li> <li>○ 3歳になるまでの子を養育する労働者に関するテレワークの努力義務</li> <li>○ 育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大（常時雇用する労働者数1,000人超の事業主→300人超の事業主）</li> <li>○ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付け</li> <li>○ 介護に直面した旨を申し出た労働者に対する両立支援制度等についての個別の周知・意向確認の義務付け</li> <li>○ 労働者への介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供の義務付け</li> <li>○ 介護に関する雇用環境整備の義務付け</li> <li>○ 介護休暇の労使協定の仕組みの見直し</li> <li>○ 家族を介護する労働者に関するテレワークの努力義務</li> </ul> |
| 令和7年10月1日<br>(公布の日から起算して1年6月以内において政令で定める日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「柔軟な働き方を実現するための措置」の創設</li> <li>○ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の個別の意向聴取・配慮</li> </ul>  |

## 2. 改正の背景

# 出産・育児を理由に離職した女性のニーズ～女性離職経験者が仕事を辞めた理由～

- 「出産・育児のため」に離職した女性は、1年間（2021年10月～2022年10月）で14万人強。
- 離職前に正社員だった女性が、妊娠判明当時の仕事を辞めた理由は、「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しかったため」（38.1%）が最も高く、詳細な理由を見ると、
- 正社員の女性は「勤務先に短時間勤務制度や残業を免除する制度などの両立できる働き方の制度が整備されていなかった」（30.6%）が最も高く、
- 正社員以外の女性は「勤務先に産前・産後休暇や育児休業の制度が整備されていなかった」（41.3%）が最も高い。

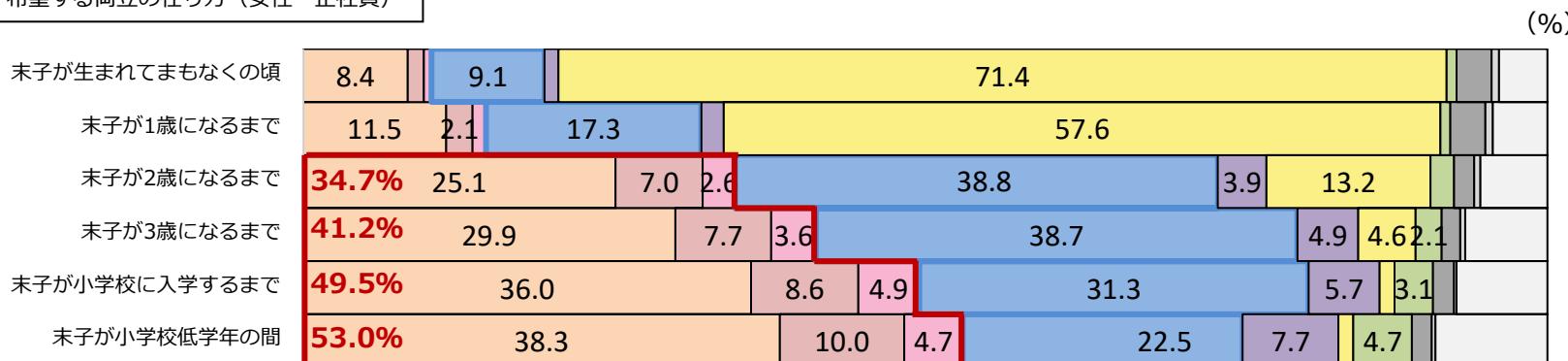


(出典) 日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」(労働者調査) (令和4年度厚生労働省委託事業)  
※小学校4年生未満の子の育児を行い、約10年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のある者（調査時点の有職無職は問わない。）を対象としたアンケート調査

# 希望する仕事と育児の両立の在り方

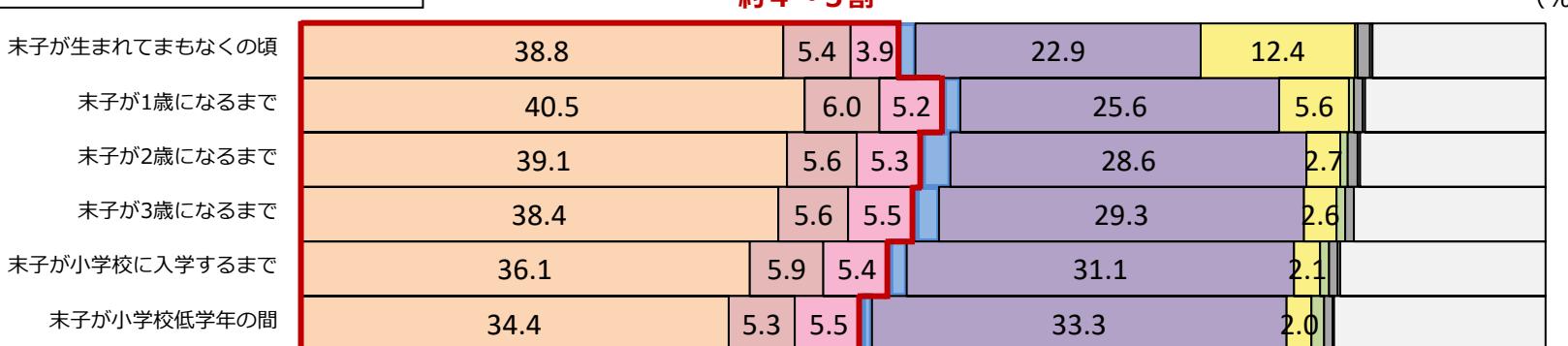
- 女性・正社員については、子が生まれてまもなくは休業、1歳以降は短時間勤務を希望する割合が高いものの、3歳以降は、残業をしない働き方や、柔軟な働き方（出社・退社時間やシフトの調整、テレワーク）を希望する割合が高くなっていく。
- 男性・正社員についても、残業をしない働き方や柔軟な働き方を希望する割合が子がどの年齢でも約4～5割と高い。

通時にみた、希望する両立の在り方（女性・正社員）



通時にみた、希望する両立の在り方（男性・正社員）

約4～5割



- フルタイムで働き、できるだけ残業をしないようにする
- フルタイムで働き、テレワークをする
- 残業をしながらフルタイムで働く
- 労働時間の短い雇用形態に変更してパートタイム等で働く
- その他

- フルタイムで働き、出社・退社時間やシフトの調整を行う（フレックスタイム制度を含む）
- 育児のための短時間勤務制度を利用して働く
- 長期の休業を取得する
- 仕事を辞めて育児に専念する
- わからない

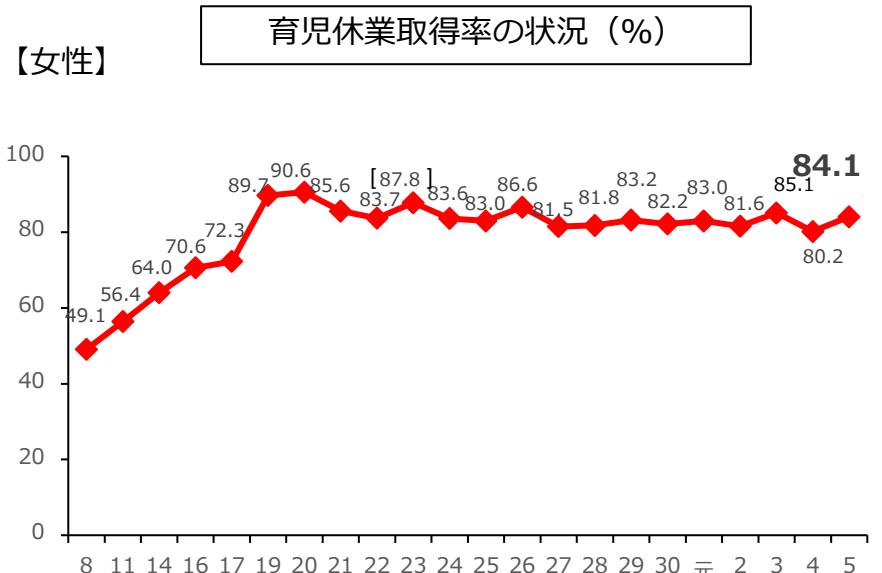
【出典】(株)日本能率協会  
総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」（労働者調査）  
(令和4年度厚生労働省委託事業)

※小学校4年生未満の子の育児を行なながら就労し、約10年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のない労働者を対象としたアンケート調査

# 育児休業の取得率・取得期間の状況

- 育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は上昇傾向にあるものの女性に比べ低い水準（令和5年度：30.1%）。
- 育児休業の取得期間は、女性は9割以上が6か月以上である一方、男性は徐々に取得期間が伸びているものの、約4割が2週間未満であり、依然として女性に比べて短期間の取得が多い。

【女性】

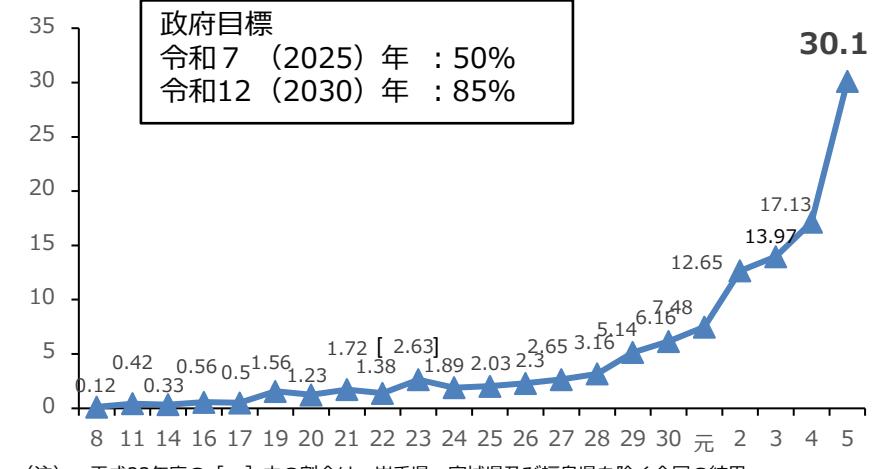


【女性】

育児休業取得期間の状況 (%)

|        | 5日未満 | 5日～ | 2週間～ | 1ヶ月～ | 3ヶ月～ | 6ヶ月～ | 8ヶ月～ | 10ヶ月～ | 12ヶ月～ | 18ヶ月～ | 24ヶ月～ | 36ヶ月～ |
|--------|------|-----|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平成27年度 | 0.8  | 0.3 | 0.6  | 2.2  | 7.8  | 10.2 | 12.7 | 31.1  | 27.6  | 4.0   | 2.0   | 0.6   |
| 平成30年度 | 0.5  | 0.3 | 0.1  | 2.8  | 7.0  | 8.8  | 10.9 | 31.3  | 29.8  | 4.8   | 3.3   | 0.5   |
| 令和3年度  | 0.5  | 0.0 | 0.1  | 0.8  | 3.5  | 6.4  | 8.7  | 30.0  | 34.0  | 11.1  | 4.5   | 0.6   |
| 令和5年度  | 0.4  | 0.2 | 0.6  | 1.8  | 4.4  | 4.6  | 11.4 | 30.9  | 32.7  | 9.3   | 3.0   | 0.6   |

【男性】



【男性】

|        | 5日未満 | 5日～  | 2週間～ | 1ヶ月～ | 3ヶ月～ | 6ヶ月～ | 8ヶ月～ | 10ヶ月～ | 12ヶ月～ | 18ヶ月～ | 24ヶ月～ | 36ヶ月～ |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平成27年度 | 56.9 | 17.8 | 8.4  | 12.1 | 1.6  | 0.2  | 0.7  | 0.1   | 2.0   | 0.0   | -     | -     |
| 平成30年度 | 36.3 | 35.1 | 9.6  | 11.9 | 3.0  | 0.9  | 0.4  | 0.9   | 1.7   | -     | 0.1   | -     |
| 令和3年度  | 25.0 | 26.5 | 13.2 | 24.5 | 5.1  | 1.9  | 1.1  | 1.4   | 0.9   | 0.0   | 0.2   | -     |
| 令和5年度  | 15.7 | 22.0 | 20.4 | 28.0 | 7.5  | 2.9  | 0.8  | 1.1   | 1.4   | 0.2   | 0.0   | -     |

※育児休業取得率 =  $\frac{\text{出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数}}{\text{調査前年の9月30日までの1年間（*）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$

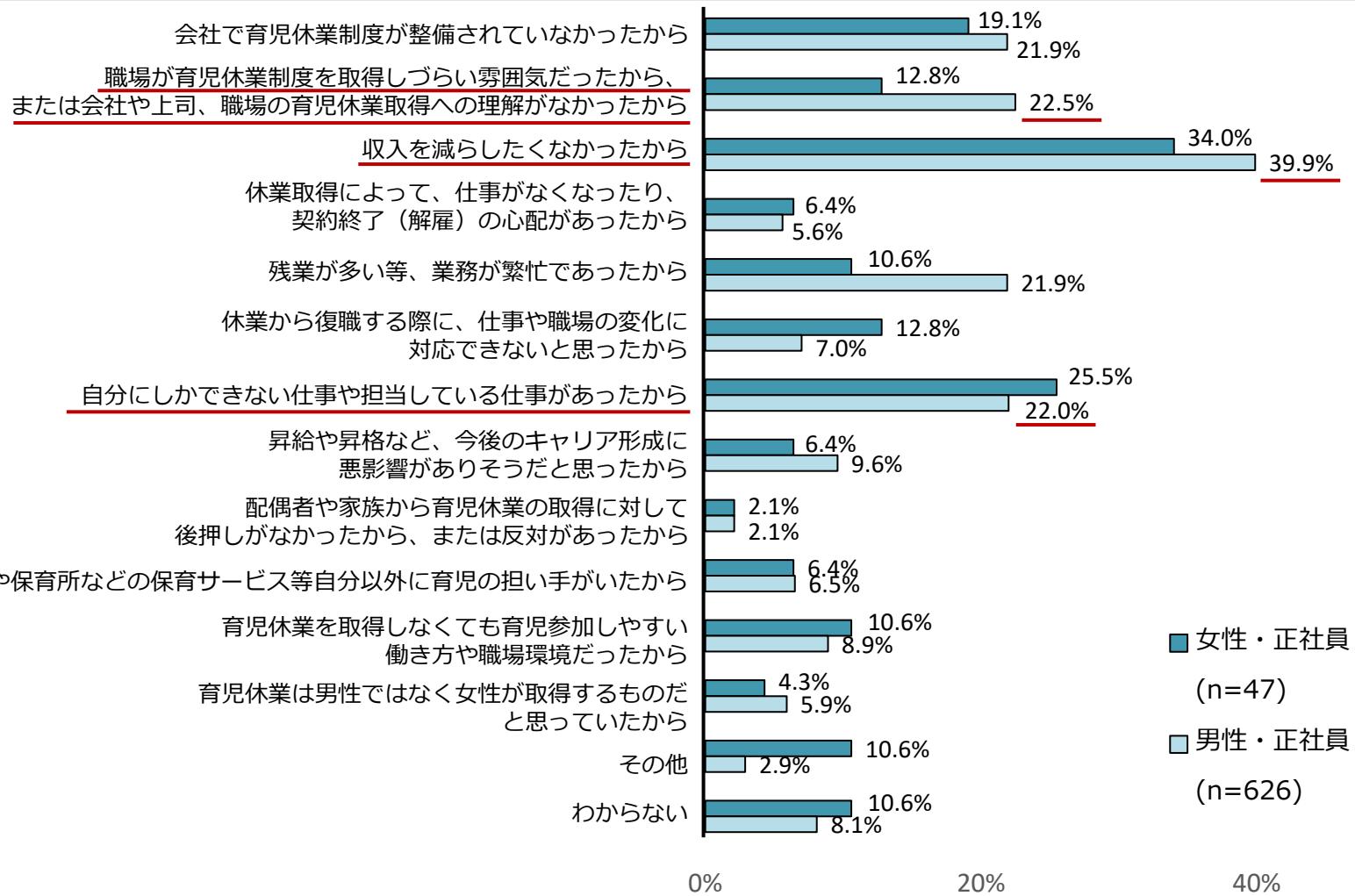
(\* 平成22年度以前調査においては、調査前年度の1年間。)

※育児休業取得期間の調査対象：  
各事業所で調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者

【出典】厚生労働省「雇用均等基本調査」

## 育児休業制度を利用しなかった理由

- 「男性・正社員」について、育児休業制度を利用しなかった理由をみると、「収入を減らしたくなかったから」、「職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから、または会社や上司、職場の育児休業取得への理解がなかったから」、「自分にしかできない仕事や担当している仕事があったから」が多くなっている。



【出典】日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」（労働者調査）（令和4年度厚生労働省委託事業）

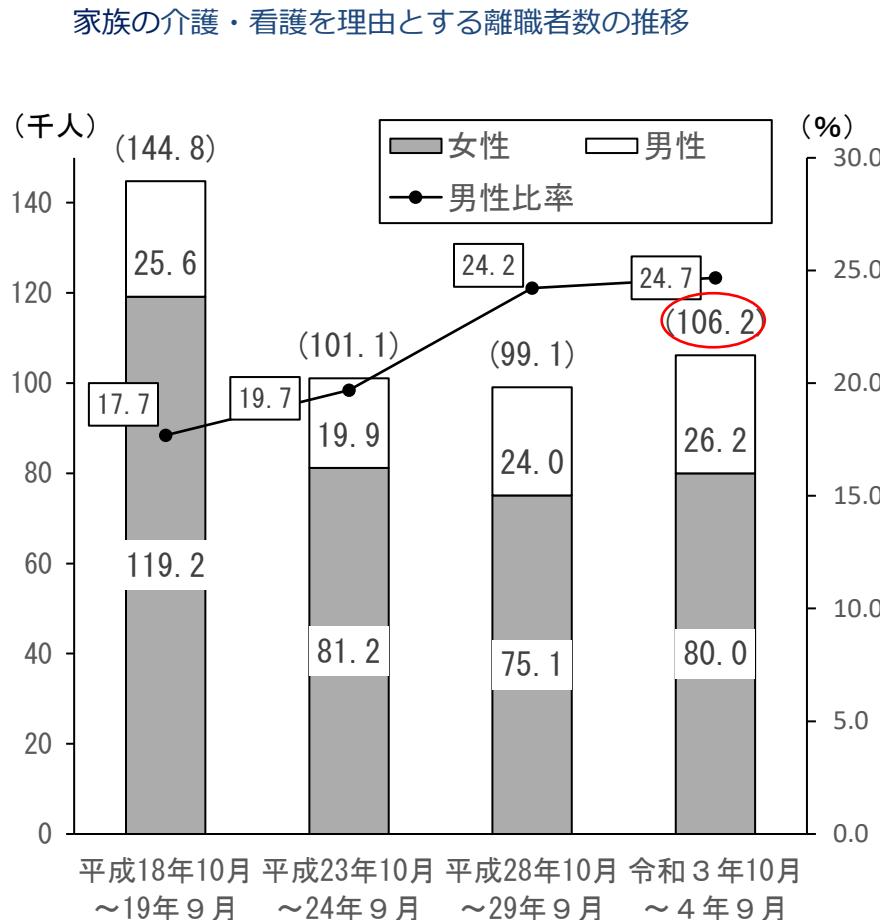
※小学校4年生未満の子の育児を行なながら就労し、約10年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のない労働者を対象としたアンケート調査  
※就労形態は末子妊娠判明時のもの。

※末子の育児のための休暇・休業制度のうち育児休業において、「利用したことはないが、利用したかった（利用したい）」、「利用したことはなく、利用希望もない」のいずれかを選択した回答者を集計対象とする。

※複数回答

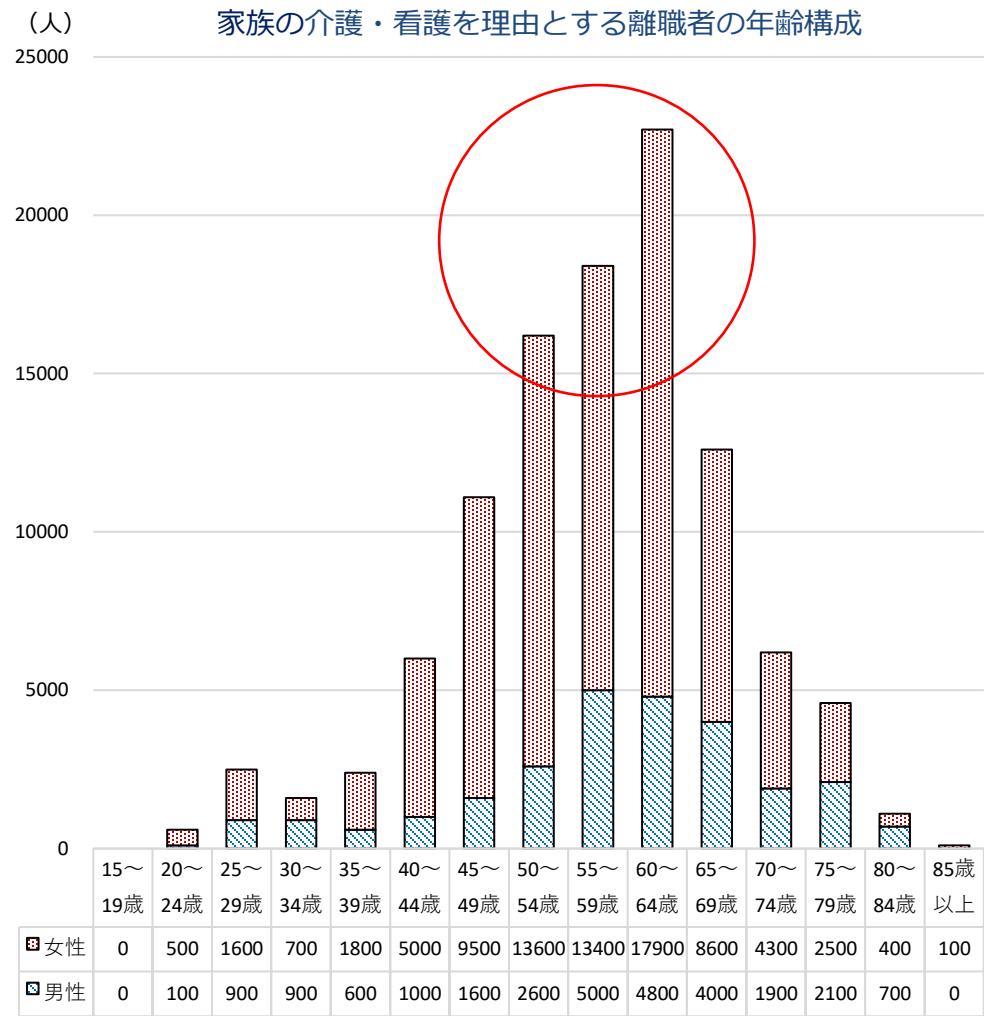
# 介護離職者の現状

- 家族の介護や看護を理由とする離職者数の推移をみると、離職者数は減少傾向にあるものの、60歳以上の年齢層での離職者の増加等の影響により、直近の数値は約10万6千人で増加。男性の割合は上昇傾向にあることが分かる。
- 家族の介護・看護を理由とする離職者は、50歳～64歳で多い。65歳以上も23.2%存在している。



【出典】総務省「就業構造基本調査」（平成19年、24年、29年、令和4年）

(注) 異職者には、前職が雇用者以外の者も含まれる。



【出典】総務省「令和4年就業構造基本調査」令和3年10月～令和4年9月の離職者

## 家族の介護・看護を理由とする離職者数等の推移

|                   | 平成24年調査                    | 平成29年調査                               | 令和4年調査                               |
|-------------------|----------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 家族の介護・看護を理由とする離職者 | 10.1万人<br>(平成23年10月～24年9月) | -0.2万人<br>→ 9.9万人<br>(平成28年10月～29年9月) | +0.7万人<br>→ 10.6万人<br>(令和3年10月～4年9月) |
| 家族の介護をしながら就業する者   | 291.0万人<br>(平成24年10月)      | +55.3万人<br>→ 346.3万人<br>(平成29年10月)    | +18.3万人<br>→ 364.6万人<br>(令和4年10月)    |

【出典】 総務省「就業構造基本調査」（平成24年、29年、令和4年）

（注）離職者には、前職が雇用者以外の者も含まれる。

## 介護休業等制度の利用の現状

- 介護をしている雇用者（322万人）について、介護休業等制度利用の有無、制度の種類別にみると、「介護休業等制度の利用あり」の者は11.6%で、このうち「介護休業」の利用者は1.6%（5万1千人）、「短時間勤務」は2.3%（7万5千人）、「介護休暇」は4.5%（14万5千人）などとなっている。
- また、雇用形態別の割合をみると、「介護休業等制度の利用あり」の者は、「正規の職員・従業員」で15.0%である一方、「非正規の職員・従業員」は8.7%となっている。

【雇用形態、介護休業制度利用の有無、介護休業等制度の種類別 介護をしている雇用者数及び割合（千人、%）】

| 雇用形態 |            | 介護休業等制度利用の有無 |         | 介護をしている |       |       |       |      |      |     |
|------|------------|--------------|---------|---------|-------|-------|-------|------|------|-----|
|      |            |              |         | 制度の利用あり |       |       |       |      |      |     |
|      |            | 総数           | 制度の利用なし | 総数      | 制度の種類 |       |       |      |      | その他 |
| 実数   | 雇用者        | 3,219.5      | 2,819.9 | 372.3   | 介護休業  | 短時間勤務 | 介護休暇  | 残業免除 | その他  |     |
|      | 正規の職員・従業員  | 1,567.8      | 1,321.9 | 234.8   | 33.5  | 33.1  | 106.0 | 13.2 | 91.6 |     |
|      | 非正規の職員・従業員 | 1,413.8      | 1,276.8 | 122.3   | 15.6  | 37.5  | 37.0  | 11.1 | 39.2 |     |
| 割合   | 雇用者        | 100          | 87.6    | 11.6    | 1.6   | 2.3   | 4.5   | 0.8  | 4.4  |     |
|      | 正規の職員・従業員  | 100          | 84.3    | 15.0    | 2.1   | 2.1   | 6.8   | 0.8  | 5.8  |     |
|      | 非正規の職員・従業員 | 100          | 90.3    | 8.7     | 1.1   | 2.7   | 2.6   | 0.8  | 2.8  |     |

※「制度の種類」については複数回答のため、各種類の合計は、「制度の利用あり」の総数と必ずしも一致しない。

【出典】総務省「令和4年就業構造基本調査」

## III-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

### 3. 共働き・共育ての推進

#### （1）男性育休の取得促進～「男性育休は当たり前」になる社会へ～

- 国際的に見ても低水準にある夫の家事・育児関連時間を増やし、共働き・共育てを定着させていくための第一歩が男性育休の取得促進である。「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組む。このため、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。
- なお、こうした対応を図るに当たっては、各種施策によって、かえって女性側に家事・育児負担が偏ってしまうということないように十分に留意しなければならない。

#### 制度面の対応

- まず、制度面では、男性の育児休業取得率について、現行の政府目標（2025年までに30%）を大幅に引き上げる。具体的には、国・地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）について育児休業の内容にも留意しつつ、先行的に目標の前倒しを進め、公務員、民間の双方について、以下のように男性の育児休業取得率の目標を引き上げる。

（男性の育児休業取得率の目標）

2025年 公務員85%（1週間以上の取得率）、民間50%

2030年 公務員85%（2週間以上の取得率）、民間85%

（参考）民間の直近の取得率<sup>20</sup>：女性80.2%、男性17.13%

- また、2025年3月末で失効する次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）を改正し、その期限を延長した上で、一般事業主行動計画について、数値目標の設定や、PDCAサイクルの確立を法律上の仕組みとして位置付けるとともに、今後の次世代育成支援において重要なのは「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であるという観点を明確化した上で、男性の育児休業取得を含めた育児参加や育児休業からの円滑な職場復帰支援、育児に必要な時間帯や勤務地への配慮等に関する行動が盛り込まれるよう促す。あわせて、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）における育児休業取得率の開示制度について、常時雇用する労働者数が300人超の事業主に拡充するため、所要の法案を次期通常国会に提出することとし、これを踏まえて有価証券報告書における開示を進める。

#### 給付面の対応

（略）

- 男女ともに、職場への気兼ねなく育児休業を取得できるようにするため、現行の育児休業期間中の社会保険料の免除措置及び育児休業給付の非課税措置に加えて、具体的には、業務を代替する周囲の、育児休業を支える体制整備を行う中小企業に対する助成措置を大幅に強化する取組を推進する社員への応援手当の支給に関する助成の拡充や代替期間の長さに応じた支給額の増額を行う。あわせて、「くるみん認定」の取得など、各企業の育児休業の取得状況等に応じた加算等による実施インセンティブの強化を図る。

（略）

<sup>20</sup> 厚生労働省「令和4年度雇用均等基本調査」。

## （2）育児期を通じた柔軟な働き方の推進～利用しやすい柔軟な制度へ～

- 育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで、男女で育児・家事を分担しつつ、育児期の男女が共に希望に応じてキャリア形成との両立を可能とする仕組みを構築するとともに、好事例の紹介等の取組を進める。
- こどもが3歳になるまでの場合においては、現行の育児・介護休業法上、短時間勤務を措置することが事業主に義務付けられており、フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整等が努力義務となっている。これらに加え、新たに子育て期の有効な働き方の一つとして、テレワークも事業主の努力義務の対象に追加するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。
- また、こどもが3歳以降小学校就学前までの場合においては、育児・介護休業法で、柔軟な働き方を実現するため、①フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整、②テレワーク、③短時間勤務制度、④保育施設の設置運営等、⑤休暇から、事業主が職場の労働者のニーズを把握しつつ複数の制度を選択して措置し、その中から労働者が選択できる制度（「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」）を創設する。さらに、現在はこどもが3歳になるまで請求することができる残業免除（所定外労働の制限）について、対象となるこどもの年齢を小学校就学前まで引き上げるため、所要の法案を次期通常国会に提出する。
- さらに、子や家庭の状況（例えば、障害児・医療的ケア児を育てる親やひとり親家庭等）から、両立が困難となる場合もある。労働者の離職を防ぐ観点から、事業主に対して、妊娠・出産等の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向を聴取し、その意向に対する自社の状況に応じた配慮を求める」とするため、所要の法案を次期通常国会に提出する。

(略)

- 上記の短時間勤務についても、男性育休促進と同様に、周囲の社員への応援手当支給等の体制整備を行う中小企業に対する助成措置の大幅な強化と併せて推進する。
- また、こどもが病気の際などに休みにくい等の問題を踏まえ、病児保育の拡充と併せて、こうした場合に休みやすい環境整備を行う。具体的には、こどもが就学前の場合に年5日間<sup>23</sup>取得が認められる「子の看護休暇」について、対象となるこどもの年齢を小学校3年生修了時まで引き上げるほか、こどもの行事（入園式等）参加や、感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるように休暇取得事由の範囲を見直すため、所要の法案を次期通常国会に提出するとともに、取得促進に向けた支援を行う。
- また、仕事と育児の両立に取り組む労働者的心身の健康を守るために、企業における勤務間インターバル制度の導入やストレスチェック制度の活用など、労働者の健康確保のために事業主の配慮を促す仕組みを導入するとともに、選択的週休3日制度の普及にも取り組む。

(略)

<sup>23</sup> 就学前のこどもが2人以上の場合は、年10日間。

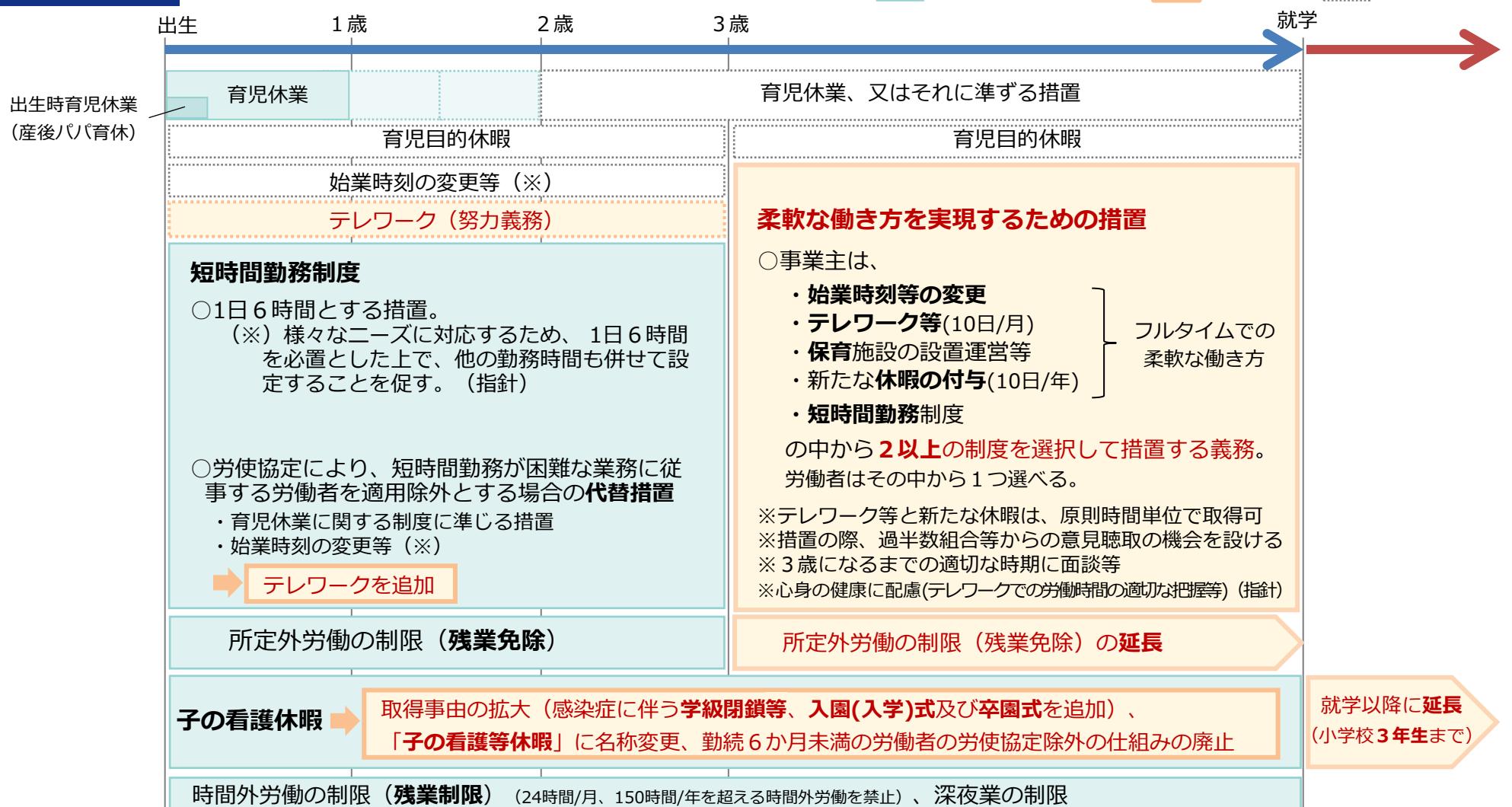
### 3. 改正の内容

# (1) ① 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

## 改正の趣旨

- 子の年齢に応じてフルタイムで残業をしない働き方やフルタイムで柔軟な働き方を希望する割合が高くなっていくこと（女性・正社員）などから、男女とも希望に応じて仕事・キャリア形成と育児を両立できるようにしていく必要がある。

## 見直し内容



※始業時刻の変更等：フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

# 柔軟な働き方を実現するための措置（その1）

## ● 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

施行日：令和7年10月1日

義務

事業主は、3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に対して、職場のニーズを把握した上で、次の中から2以上の制度を選択して措置する必要があります。

事業主が措置を選択する際、過半数労働組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

- **労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。**

【選択して講ずるべき措置（**両立支援制度等**）】

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 新たな休暇の付与(10日/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方

※②テレワーク等と④新たな休暇は、原則時間単位で取得可とする必要があります。

(各選択肢の詳細)

- ① 「始業時刻等の変更」としては、次のいずれかの措置があります。
  - ・フレックスタイムの制度
  - ・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）
- ② テレワーク等の措置は、一日の所定労働時間を変更することなく、月あたり10日以上の日数を利用可能することが必要です。
- ③ 「保育施設の設置運営等」としては、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与（ベビーシッターの手配及び費用負担など）があります。
- ④ 新たな休暇の付与は、一日の所定労働時間を変更することなく、年あたり10日以上の日数を取得可能とすることが必要です。
- ⑤ 短時間勤務制度は、1日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含む必要があります。  
この際、1日の所定労働時間を5時間または7時間とする措置、一週間のうち所定労働時間を短縮する曜日を固定する措置、週休3日とする措置等も併せて講ずることが望ましいです。

# 柔軟な働き方を実現するための措置（その2）

## ● 事業主が選択した制度について、労働者に対する 個別の周知・意向確認の措置

施行日：令和7年10月1日

### 義務

3歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として選択した制度（対象措置）に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

|                  |  |
|------------------|--|
| 周知時期<br>(対象労働者)  | 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間<br>(1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)                       |
| 周知事項             | ① 対象措置の内容（両立支援制度等のうち2つ以上）<br>② 対象措置の申出先（例：人事部など）<br>③ 所定外労働（残業免除）・時間外労働・深夜業の制限に関する制度 |
| 個別周知・<br>意向確認の方法 | ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか<br>注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。                      |

- 個別周知と意向確認は、対象措置の申出が円滑に行われるようになることが目的であり、  
取得や利用を控えさせるような形（※）で行ってはいけません。

※ 取得の申出をしないように威圧する、申し出た場合に不利益をほのめかす、取得の前例がないことをことさらに強調するなど

### 望ましい

家庭や仕事の状況が変化することを踏まえ、労働者が選択した制度が適切であるか確認すること等を目的として、上記の時期以外（育児休業後の復帰時、短時間勤務や対象制度の利用期間中など）にも定期的に面談を行うことが望ましい。

### 留意

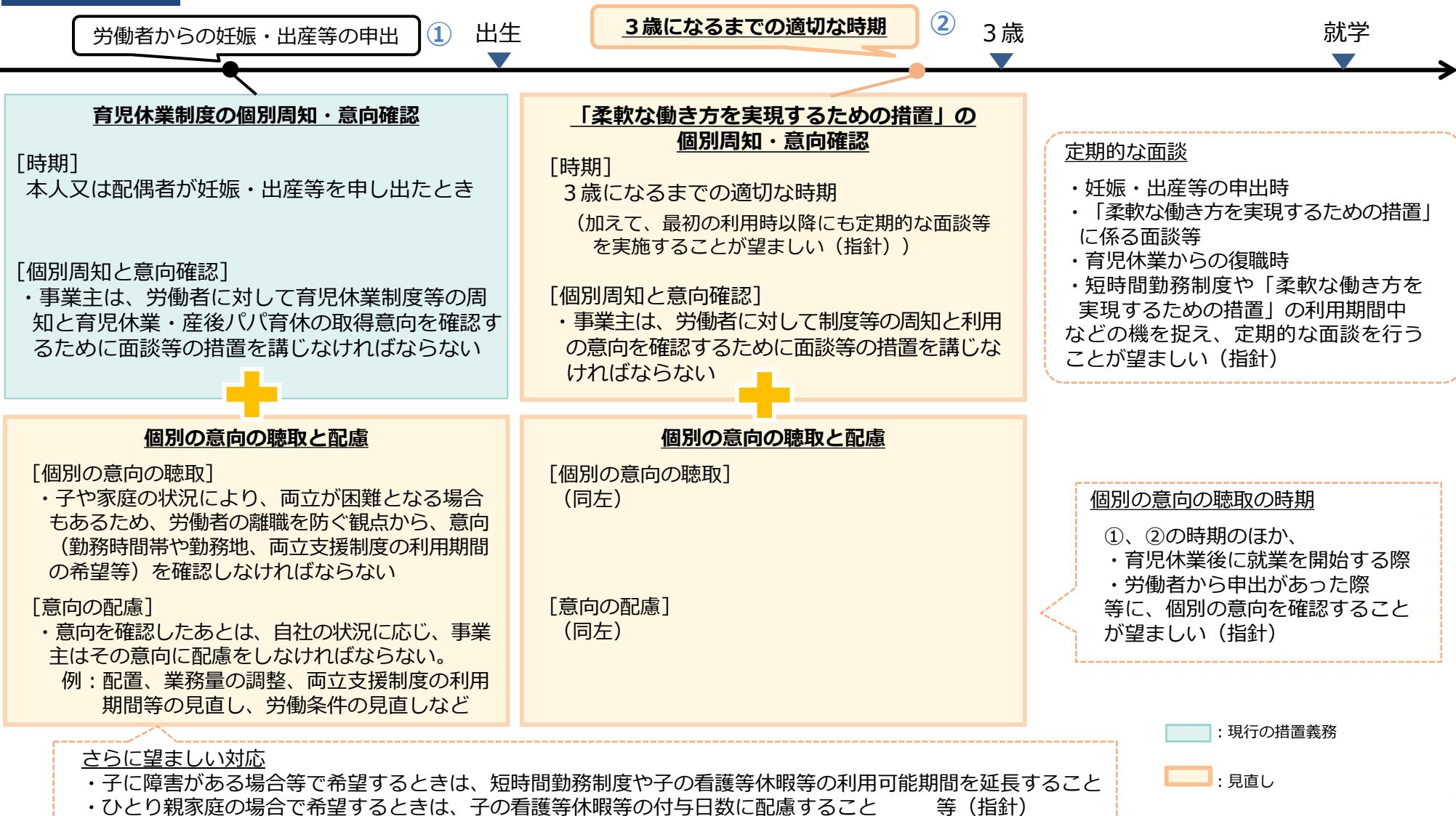
「意向確認」の措置とは、事業主から労働者に対して、意向確認のための働きかけを行えばよいものです。※ 面談、書面交付、FAX、電子メール等のいずれかの措置を行えばよいことを意味しています。

# (1) ② 労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮等の新設

## 改正の趣旨

- 労働者の仕事と育児の両立支援のニーズに対応するためには、「柔軟な働き方を実現するための措置」の制度等の周知とその利用の意向を確認するとともに、子や各家庭の状況に応じた個別の意向に配慮する必要がある。

## 見直し内容



## ● 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の個別の意向聴取

施行日：令和7年10月1日

## 義務

事業主は、労働者が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た時や、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、**労働者の意向を個別に聴取し**、確認された意向について配慮しなければなりません。

|                    |   |
|--------------------|---|
| 対象労働者<br>(意向聴取の時期) | ①本人又は配偶者が妊娠・出産等の申出をした労働者<br>②子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間（1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで）である労働者 |
| 聴取内容               | ①勤務時間帯（始業及び終業の時刻）<br>②勤務地（就業の場所）<br>③両立支援制度等の利用期間<br>④その他仕事と育児の両立の支障となる事情の改善に資する就業の条件     |
| 意向聴取の方法            | ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか<br><small>注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。</small>            |

## 望ましい

上記のタイミングでの意向の確認のほか、育児休業後の復帰時や労働者から申出があった際等にも、意向の聴取を行うことが望ましい。

## 留意

意向の聴取は、子の年齢に応じて一律に講じられた措置のみでは、個々の労働者の子や家庭の事情から仕事と育児の両立が困難になる場合があることから、当該労働者に対して、就業条件に関する個別の意向を確認するために行うものです。

## ● 聽取した労働者の意向についての配慮

施行日：令和7年10月1日

義務

事業主は、意向の聴取をした労働者の就業条件を定めるに当たっては、前ページにより  
聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて  
配慮しなければなりません。

配慮の内容として、自社の状況に応じた以下のような取組例が考えられます。

### 【具体的な配慮の例】

- ・勤務時間帯・勤務地にかかる配置
  - ・業務量の調整
  - ・両立支援制度等の利用期間等の見直し
  - ・労働条件の見直し
- 等

望ましい

労働者の子に障害がある場合や医療的ケアを必要とする場合であって、労働者が希望するときは、  
短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長することが望ましい。

労働者がひとり親家庭の親である場合であって、労働者が希望するときは、  
子の看護等休暇等の付与日数に配慮することが望ましい。

## (2) 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化

### 改正の趣旨

- 現在の少子化の進行等の状況や「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」を目指す観点から、次世代育成支援対策推進法を延長とともにその実効性をより高め、男性の育児休業取得等をはじめとした仕事と育児の両立支援に関する事業主の取組を一層促す必要がある。

### 見直し内容 次世代育成支援対策推進法

〔 令和7年3月末までの時限立法（平成17年4月から10年間の時限立法。その後10年間延長。）  
→ 令和17年3月末まで10年間延長 〕



#### ①企業等（一般事業主）：行動計画の策定、認定制度

〔 常時雇用労働者100人超：義務  
常時雇用労働者100人以下：努力義務 〕

##### 自主的な行動計画の策定

都道府県労働局への届出・事業主による公表、実施

計画終了・目標達成

基準を満たした場合

厚生労働大臣による認定

##### ■PDCAサイクルの確立

育児休業取得状況や労働時間の状況を把握し、改善すべき事情を分析した上で、分析結果を勘案して新たな行動計画を策定又は変更

##### 認定基準（省令事項）の見直し

- 育児休業取得率の基準を引上げ
- 時間外労働の基準の引上げ（育児世代に注目した基準も追加）
- 男性の育児休業取得期間の延伸のための基準を追加

#### ■計画の仕組みを見直し、数値目標（育児休業の取得状況、労働時間の状況）の設定を義務付け

※男性の育児休業等取得率、フルタイム労働者の各月の時間外・休日労働時間

〔 行動計画に盛り込むことが望ましい事項として、例えば以下のようない内容を示す（指針） 〕

- ・両立支援制度利用時の業務の分担や業務の代替要員確保に関する企業の方針
- ・育休後に復帰するポジションに関する納得感の向上に向けた取組に関するここと
- ・育児休業取得者や短時間勤務制度利用者、その周囲の労働者に対するマネジメントや評価に関するここと
- ・育児に必要な時間帯や勤務地に対する配慮に関するここと
- ・育児中の労働者や育休中の労働者の業務を代替する労働者の心身の健康への配慮（勤務間インターバルの確保に関するこことを含む）等

#### ②国・地方公共団体の機関（特定事業主）※こども家庭庁等が所管

## (2) ① 育児休業取得状況の公表義務の拡大

### 改正前後の制度の概要

施行日：令和7年4月1日

- 従業員数300人超の事業主は、育児休業等の取得の状況を公表しなければなりません。

改正前

【対象】

- 従業員数**1,000**人超の事業主

令和7年4月1日～

【対象】

- 従業員数**300**人超の事業主

- 公表内容は、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

①育児休業等の取得割合

②育児休業等と育児目的休暇の取得割合

育児休業等をした男性労働者の数

配偶者が出産した男性労働者の数

育児休業等をした男性労働者の数

+

小学校就学前の子の育児を目的とした  
休暇制度を利用した男性労働者の数

配偶者が出産した男性労働者の数

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- 育児休業（産後パパ育休を含む）
- 法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業
- 公表はインターネット等、一般の方が閲覧できる方法で行ってください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

### ■両立支援のひろば（厚生労働省運営のウェブサイト）

両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取組状況の診断等が行えます。

育児休業取得率の公表も行えます。 <https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



## (2) ② 次世代育成支援対策の推進・強化

### 改正後の制度の概要

#### 1. 法律の有効期限の延長

施行日：公布の日（令和6年5月31日）

令和7年（2025年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、**令和17年（2035年）3月31日**までに延長されました。

#### 2. 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務付け

施行日：令和7年4月1日

- 従業員数100人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に次のことが義務付けられます。  
(従業員数100人以下の企業は、努力義務の対象です。)
  - ・計画策定時の育児休業取得状況(※1)や労働時間の状況(※2)把握等  
(PDCAサイクルの実施)
  - ・育児休業取得状況(※1)や労働時間の状況(※2)に関する数値目標の設定  
(※1) 省令により、男性労働者の「育児休業等取得率」又は男性労働者の「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」とする予定。  
(※2) 省令により、フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の労働時間（高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者にあっては、健康管理時間）とする予定。
- 一般事業主行動計画の内容を変更しようとする場合も同様に状況把握、数値目標の設定を行う必要があります。
- 施行日以降に策定（又は内容変更）する行動計画から義務の対象となります。

# くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定・プラスについて

## 認定の概要

- 企業が次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定・トライくるみん認定）
- くるみん認定・トライくるみん認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業に対しては、より優良な「子育てサポート企業」として認定（プラチナくるみん認定）
- くるみん等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合、3種類のくるみんにそれぞれ「プラス」認定を追加
- 認定基準を満たさなくなったり、次世代法に違反したりした等の場合に、認定取消しの対象となる。

### 主な認定基準 <赤字修正はR7.4.1から>

#### くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん（共通）

- 女性労働者、及び、女性有期雇用労働者の育児休業取得率 75%以上
- 労働時間数  
(1)フルタイム労働者の月平均時間外・休日労働 3045時間未満  
又は25~39歳のフルタイム労働者の月平均時間外・休日労働  
(2)月平均時間外労働60時間以上の労働者がいない



45時間未満

#### くるみん H19.4.1～

- 男性の育児休業等取得率  
育児休業 3010%以上  
又は  
育児休業+育児目的休暇 5020%以上

※男女の育児休業等取得率を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)で公表していること

#### プラチナくるみん H27.4.1～

- 男性の育児休業等取得率  
育児休業 5030%以上  
又は  
育児休業+育児目的休暇 7050%以上

※プラチナくるみん認定後、男女の育児休業等取得率など「次世代育成支援対策の実施状況」を毎年公表しなければならない。

#### トライくるみん R4.4.1～

- 男性の育児休業等取得率  
育児休業 107%以上  
又は  
育児休業+育児目的休暇 2015%以上

### 認定実績（令和6年3月末時点）

- くるみん認定企業 4,481社
  - うち、プラチナくるみん認定企業 630社
  - トライ認定企業 2社
- 【目標：令和7年までにくるみん企業 4,300社】  
・少子化社会対策大綱  
(令和2年5月29日閣議決定)  
・第5次男女共同参画基本計画  
(令和2年12月25日閣議決定)

### 認定企業への優遇措置

- 商品や広告等へのマーク使用
- 公共調達の加点評価
- くるみん助成金
- 両立支援等助成金におけるインセンティブ
- 日本政策金融公庫による低利融資

### 実績と政府目標

- 民間企業の男性の育児休業取得率  
現状：30.1%（令和5年）
- 男性の育児休業取得率の政府目標  
目標：50%（令和7年）  
85%（令和12年）

R4.4.1～

くるみんプラス



+

プラチナくるみん  
プラス



+

トライくるみん  
プラス

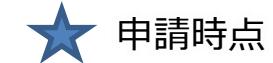


また、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業には、「プラス」認定もあります。

# 施行から2年間のくるみん認定基準の経過措置について

くるみん認定等の基準の改正（※）については、令和9年3月31日までは旧基準で申請することができる。

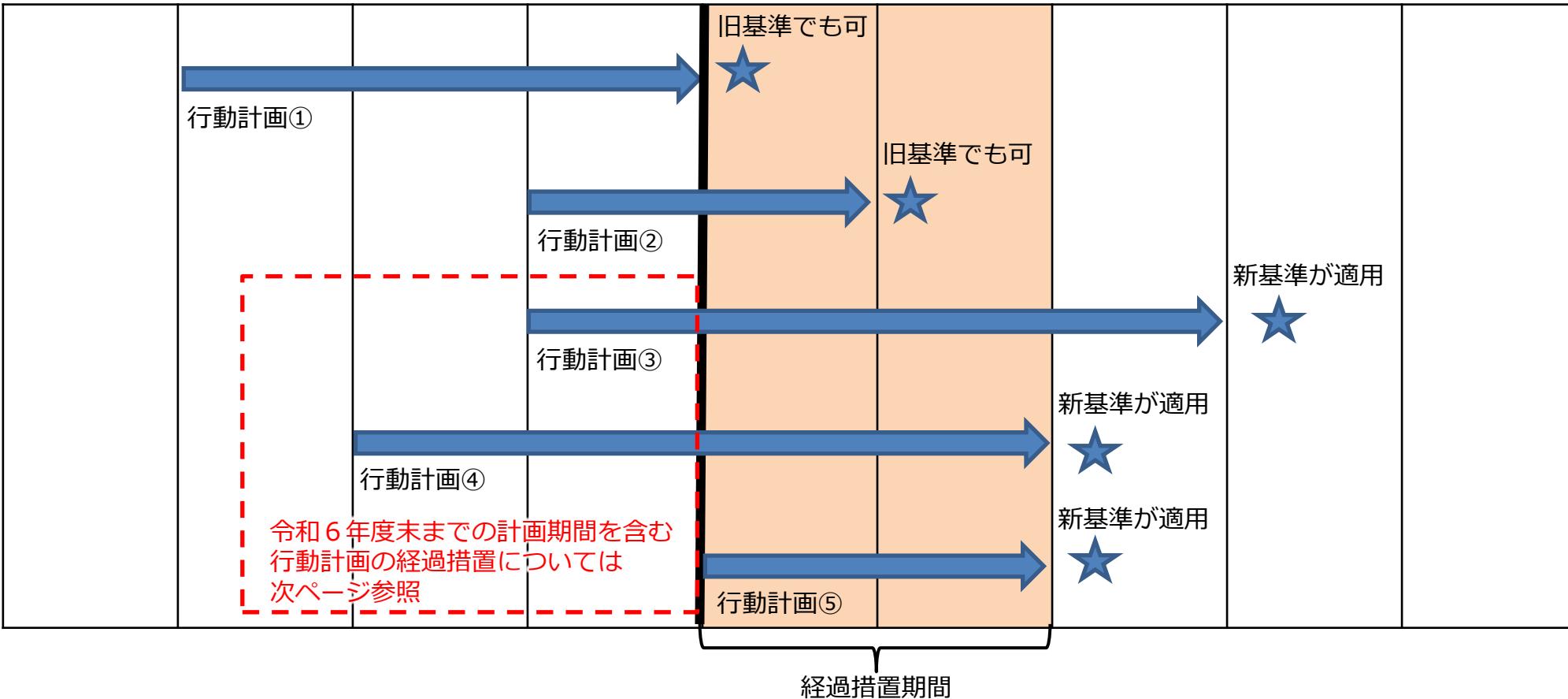
※ 男性の育児休業等取得率等の引き上げ、育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合（75%以上）の追加等



改正基準施行  
R7年4月1日

R9年  
3月31日

R3年度 4 5 6 7 8 9 10 11 12



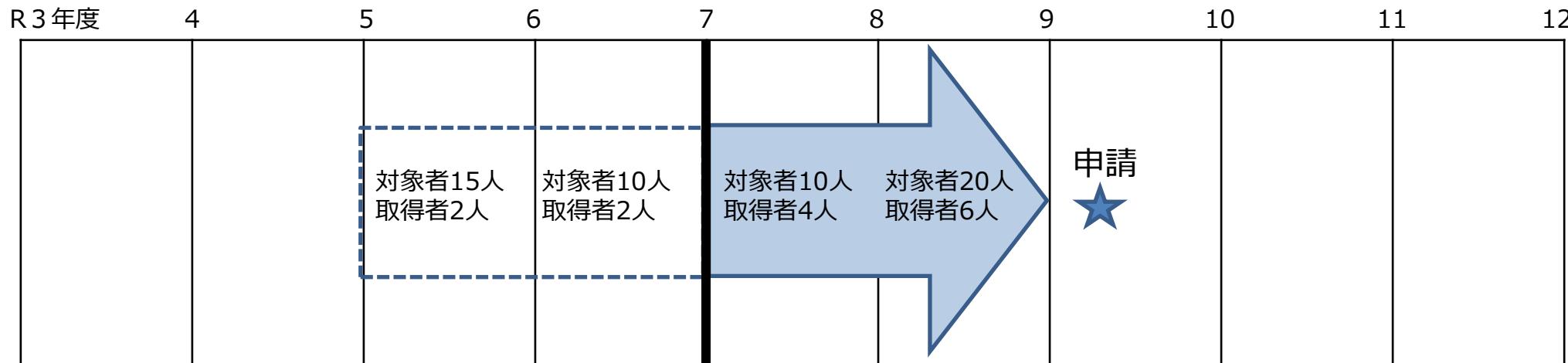
※計画期間の時期にかかわらず、経過措置期間に申請を行った場合、旧基準で認定を受けることができる。

# 令和6年度末までの計画期間を含む行動計画の経過措置について

施行後の行動を評価するため、令和6年度末までに開始した行動計画で、  
令和7年度以降にくるみん・トライくるみん・プラチナくるみん等の認定申請を行う場合は、  
令和6年度末までの計画期間を含めずに、令和7年度以降の計画期間を計画期間とみなすことができる。

【例】くるみん認定申請に係る計画期間が令和5年度から8年度までの4年間であった場合の  
男性労働者の育児休業等取得率（新基準は30%）

改正基準施行  
R7年4月1日



令和6年度末までの計画期間を含む  
計画期間すべてを対象にした場合

$$\frac{\text{育休取得者14人}}{\text{対象者55人}} = 25\% \quad \leftarrow \text{新基準 (30\%) 未達}$$

令和7年度以降の計画期間を対象にした場合

$$\frac{\text{育休取得者10人}}{\text{対象者30人}} = 33\% \quad \leftarrow \text{新基準 (30\%) 達成}$$

⇒ 令和7年度以降の計画期間での新基準達成により、くるみん認定の申請が可能

# プラチナくるみんの取消の運用について

プラチナくるみんは認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となるが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和7年4月1日から令和8年3月31日までを含む場合は、新基準を満たしていなくても現行の基準を満たしていれば取消の対象とはならない。

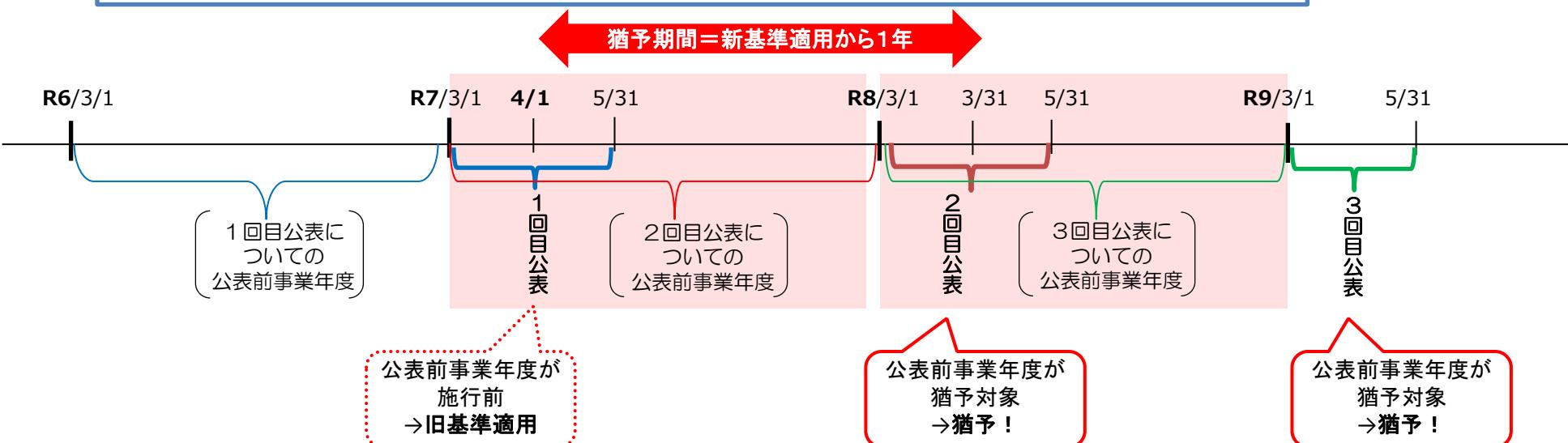
## 1. 猶予期間の考え方

○猶予期間：公表前事業年度が施行日から令和8年3月31日までを含む場合は、当該事業年度分の公表に当たり、旧基準を満たしていれば可とする。

⇒猶予期間が2事業年度をまたぐ場合は、2事業年度分の公表において、旧基準を満たしていれば可となる

例：事業年度が3月から始まる企業の場合

- ・1回目公表 …公表前事業年度が新基準適用前なので旧基準を満たしていれば可
- ・2回目・3回目公表 …公表前事業年度が猶予期間含むため旧基準を満たしていれば可
- ・4回目公表以降 …新基準を満たすことが必要



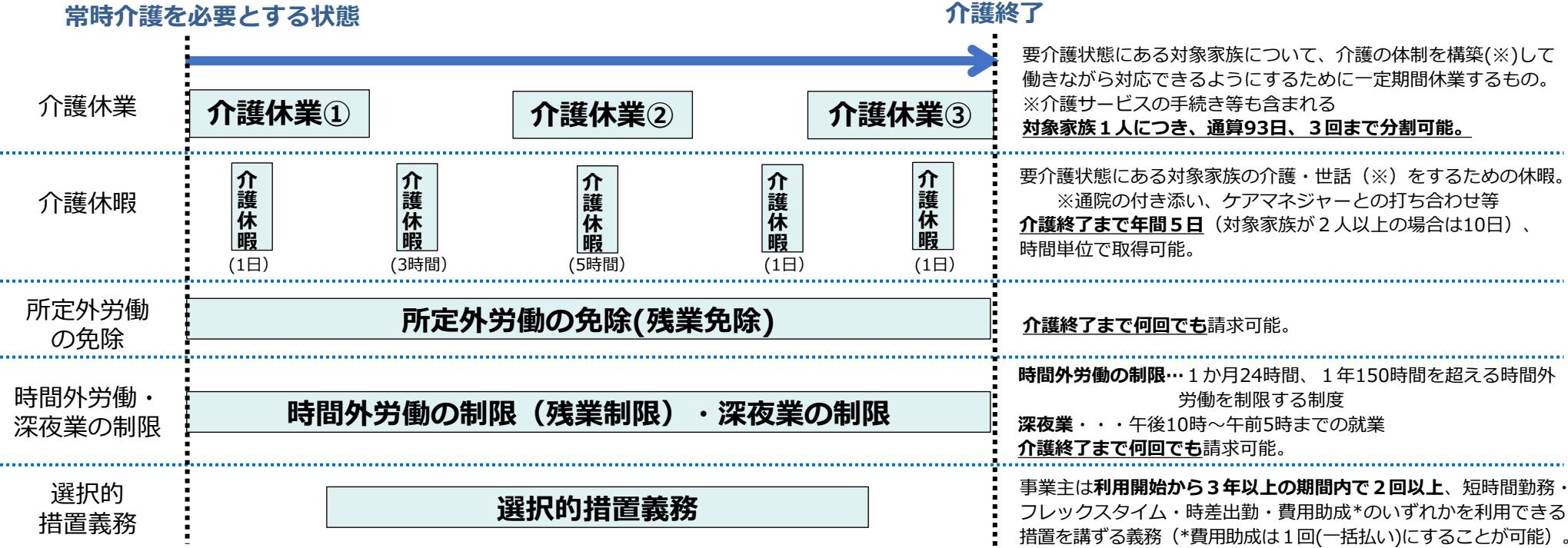


### (3) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

#### 改正の趣旨

- 仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま介護離職に至ることを防止するため、仕事と介護の両立支援制度の個別周知と意向確認により効果的な周知が図られるとともに、両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備を行うことが必要である。

#### 見直し内容



#### ■ 事業主に以下の措置義務。

- ・ 介護に直面した労働者が申出をした場合に、両立支援制度等に関する情報の**個別周知・意向確認**
- ・ 介護に直面する前の**早い段階（40歳等）**の両立支援制度等に関する**情報提供** ※併せて介護保険制度についての周知も望ましい（指針）
- ・ 研修や相談窓口の設置等の**雇用環境の整備**

※介護休業制度の目的（介護の体制を構築するために一定期間休業するもの）の理解促進を図る観点から、事業主による個別周知等を行う際には、その制度目的を踏まえることが望ましい（指針）。

#### ■ 介護期の働き方について、**労働者がテレワークを選択できるよう事業主に努力義務。**

#### ■ 介護休暇の**勤続6か月未満**の労働者の労使協定除外の仕組みは廃止する。

### (3) ① 介護離職防止のための個別の周知・意向確認

義務

施行日：令和7年4月1日

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は、介護休業及び介護両立支援制度等に関する以下の事項の周知と制度利用の意向確認を行わなければなりません。

|              |  |
|--------------|--|
| 対象者          | 介護に直面した旨の申出をした労働者  |
| 周知事項         | <p>① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（※）（制度の内容）<br/>② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など）<br/>③ 介護休業給付に関すること<br/><b>※ 介護両立支援制度等</b><br/>i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、<br/>iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置</p> |
| 個別周知・意向確認の方法 | <p>①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか</p> <p>注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。</p>   |

○個別周知と意向確認は、介護休業申出や介護両立支援制度等申出が円滑に行われるようになることが目的であり、取得や利用を控えさせるような形（※）で行ってはいけません。

※ 取得の申出をしないように威圧する、申し出た場合に不利益をほのめかす、取得の前例がないことをことさらに強調するなど

留意

「意向確認」の措置とは、事業主から労働者に対して、意向確認のための働きかけを行えばよいものです。

※ 面談、書面交付、FAX、電子メール等のいずれかの措置を行えばよいことを意味しています。

### (3) ②介護に直面する前の早い段階(40歳等)での両立支援制度等に関する情報提供

施行日：令和7年4月1日

義務

事業主は、仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま介護離職に至ることを防止するため、介護に直面する前の早い段階（40歳等）に介護休業及び介護両立支援制度等に関する情報提供を行わなければなりません。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 対象者<br>(情報提供期間) | ① 労働者が40歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度（1年間）<br>② 労働者が40歳に達した日の翌日（誕生日）から1年間                             |
| 情報提供事項          | ① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等<br>② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先<br>③ 介護休業給付のこと<br>※ 併せて介護保険制度について周知することが望ましい。 |
| 情報提供の方法         | ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか<br>注：①はオンライン面談も可能。  |

望ましい

介護休業及び介護両立支援制度等について労働者の理解と関心を深めるための情報提供を行うに当たっては、各種制度の趣旨・目的を踏まえることが望ましい。  
①介護休業制度は、介護の体制を構築するため一定期間休業する場合に対応するもの  
②介護休暇制度は、介護保険の手続や要介護状態にある家族の通院の付き添いなど、日常的な介護のニーズにスポット的に対応するためのもの  
③所定労働時間の短縮措置等その他の仕事と介護の両立のための柔軟な働き方に関する制度は、日常的な介護のニーズに定期的に対応するためのもの

早期の情報提供を行う際には介護保険制度についても併せて知らせることが望ましい。



### (3) ③ 介護休業及び介護両立支援制度等を取得しやすい雇用環境の整備の措置

施行日：令和7年4月1日

義務

介護休業と介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ①介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
  - ・ 少なくとも管理職は、研修を受けたことがある状態にするなど
- ②介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
  - ・ 相談窓口の設置や相談対応者を置き、これを周知することなど
- ③自社の労働者への介護休業・介護両立支援制度等の取得事例の収集・提供
  - ・ 取得事例を収集し、これらを掲載した書類の配布やインターネットへ掲載することなど
- ④自社の労働者への介護休業・介護両立支援制度等の取得促進に関する方針の周知
  - ・ 介護休業・介護両立支援制度等の取得の促進に関する事業主の方針を記載したものを作成し、事業所内やインターネットに掲示することなど

望ましい

可能な限り、複数の措置を行うことが望ましい。

## 4. その他

# 育児休業給付の給付率引上げ

## 現状・課題

- 育児休業を取得した場合、休業開始から通算180日までは賃金の67%（手取りで8割相当）、180日経過後は50%が支給。
- 若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていくため、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」を推進する必要があり、特に男性の育児休業取得の更なる促進が求められる。

詳細は、管轄ハローワークにお尋ねください。

## 見直し内容

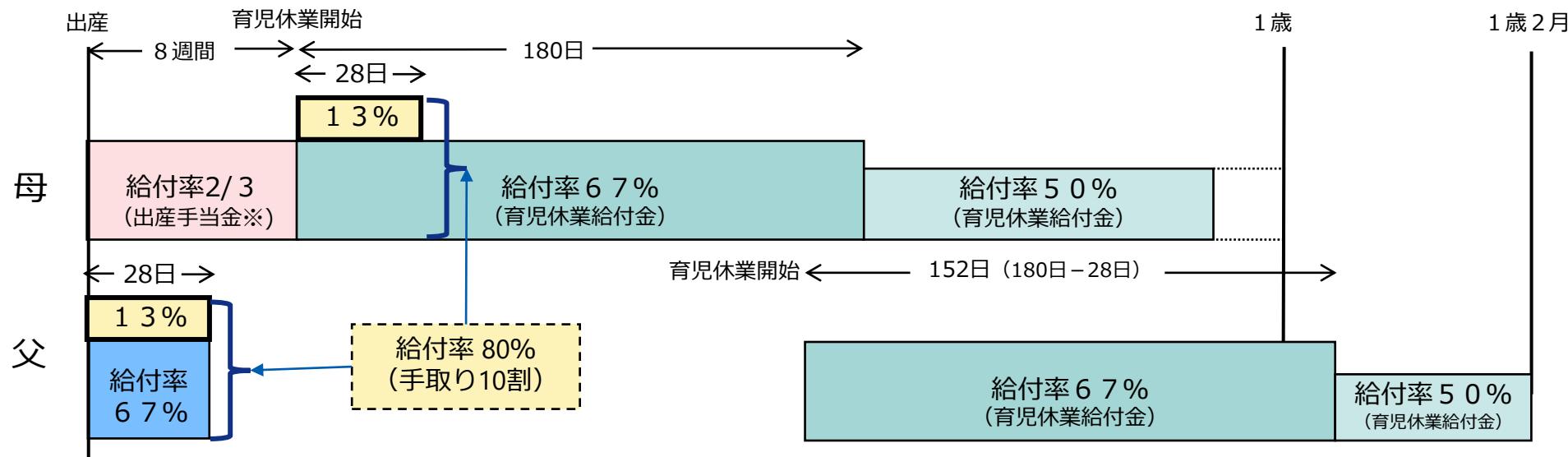
- 子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の育児休業を取得する場合に、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付とあわせて給付率80%（手取りで10割相当）へと引き上げることとする。

※ 配偶者が専業主婦（夫）の場合や、ひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業の取得を求めずに給付率を引き上げる。

<財源> 子ども・子育て支援金を充当

<施行期日> 2025（令和7）年4月1日

## ○育児休業給付の給付イメージ



※健康保険等により、産前6週間、産後8週間について、過去12ヶ月における平均標準報酬月額の2/3相当額を支給。

# 育児時短就業給付の創設

詳細は、管轄ハローワークにお尋ねください。

## 現状・課題

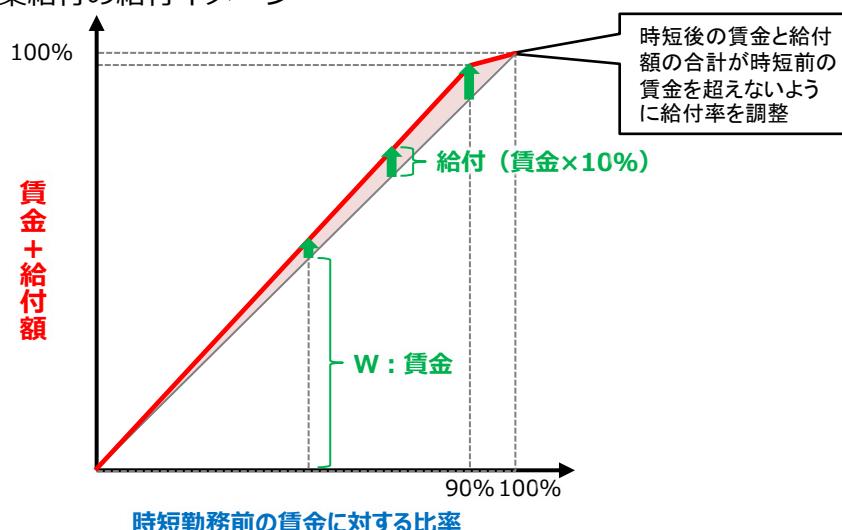
- 現状では、育児のための短時間勤務制度を選択し、賃金が低下した労働者に対して給付する制度はない。
- 「共働き・共育て」の推進や、子の出生・育児休業後の労働者の育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として、時短勤務制度を選択できるようにすることが求められる。

## 見直し内容

- 被保険者が、2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合の新たな給付として、**育児時短就業給付を創設**。
- 給付率については、休業よりも時短勤務を、時短勤務よりも従前の所定労働時間で勤務することを推進する観点から、時短勤務中に支払われた賃金額の10%とする。

<財源> 子ども・子育て支援金を充当      <施行期日> 2025（令和7）年4月1日

### ○育児時短就業給付の給付イメージ



# 関連資料などのご案内

## ■改正育児・介護休業法及び次世代法に関する資料

厚生労働省の以下のページに関係条文等最新情報を順次掲載しています。

### ① 育児・介護休業法について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



### ② 次世代育成支援対策推進法について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11367.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html)

## ■両立支援等助成金について

働きながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給しています。

③ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)



## ■男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）

企業において、男性の育児休業の取得を促進するため、好事例の周知・啓発、経営層・管理職向けのセミナーを行っています。

④ <https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>



## ■中小企業育児・介護休業等推進支援事業

中小企業で働く労働者の育児休業取得・円滑な職場復帰支援のための「育休復帰支援プラン」や、介護離職防止のための「介護支援プラン」の策定等に係る労務管理の専門家による個別支援やセミナーの開催等を行っています。

⑤ <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

## ■介護離職の防止に向けた労働者・事業主向け広報資料

労働者や事業主等を対象に、介護に直面した際の相談窓口や介護保険サービス、介護休業制度等の利用までの流れを解説しています。



## ■仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン

仕事と介護の両立支援を、企業経営者が先導して取り組む必要がある背景や進め方のポイントなどをまとめています。



⑥ [https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgWI\\_4CcbI4ivhhI-fIIVFi](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgWI_4CcbI4ivhhI-fIIVFi)

⑦ [https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/kaigo/kaigo\\_guideline.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kaigo/kaigo_guideline.html)

育児・介護休業法説明会に御出席いただいた事業主の皆様へ  
【アンケートへの御協力依頼】

令和 年 月 日

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。  
さて、厚生労働省では、事業の成果や実績等について点検するため、育児・介護休業法説明会に御出席いただいた事業主の皆様へアンケートを実施しております。

アンケートは、厚生労働省サイト内に設けたアンケートフォームからご回答ください。いただいた回答はアンケートの目的以外には一切使用いたしません。

当該フォームのアドレスおよび二次元バーコードは以下の通りです。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/form/pub/mhlw01/202409\\_01\\_ikukai](https://www.mhlw.go.jp/stf/form/pub/mhlw01/202409_01_ikukai)



なお、インターネット利用環境がない等により、上記ページからの回答が難しい場合には、下記を記載の上、

令和 7年 2月 20日（木）までに下記あて御回答くださいますようお願いいたします。

※アンケートフォームと二重回答にならないようご注意ください。

**【両立支援制度についてのアンケート】**

貴社について、説明会に御出席される時点での両立支援（育児休業・介護休業等）制度の整備状況及び今後の方針は以下のいずれにあてはまりますか。

まずはA～Dを選択した後、今後の方針について、矢印の方向に沿ってA～ウのいずれか当てはまる欄に○を付けてください。

|           |                    | 現在の貴社の両立支援制度の整備状況 |            |                |            |
|-----------|--------------------|-------------------|------------|----------------|------------|
|           |                    | A<br>法定の内容に達していない | B<br>法定どおり | C<br>法定を上回っている | D<br>制度がない |
| 今後の<br>方針 | A<br>法定どおり制度に改善する  | ↓                 | ↑          | ↑              | ↑          |
|           | イ<br>法定を上回る制度に改善する |                   |            |                |            |
|           | ウ<br>特段対応はしない      |                   |            |                |            |

御協力いただきありがとうございました。

【本紙を用いて回答する場合の送付先】

滋賀労働局雇用環境・均等室  
所在地 : 〒520-0806 大津市打出浜 14 番 15 号  
電話番号 : (077) 523-1190

育児・介護休業法説明会に御出席いただいた事業主の皆様へ  
【アンケートへの御協力依頼】

令和 年 月 日

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。  
さて、厚生労働省では、事業の成果や実績等について点検するため、育児・介護休業法説明会に御出席いた  
だいた事業主の皆様へアンケートを実施しております。

アンケートは、厚生労働省サイト内に設けたアンケートフォームからご回答ください。いただいた回答はア  
ンケートの目的以外には一切使用いたしません。

当該フォームのアドレスおよび二次元バーコードは以下の通りです。

[https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202409\\_02\\_ikukai](https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202409_02_ikukai)



なお、インターネット利用環境がない等により、上記ページからの回答が難しい場合には、下記を記載の上、  
令和 7年 2月 20日（木）までに下記あて御回答くださいますようお願いいたします。

※アンケートフォームと二重回答にならないようご注意ください。

【育児休業の取得についてのアンケート】

- 1 貴社において、説明会終了後に出産した女性労働者はいらっしゃいましたか。  
あてはまるものに○をつけてください。

① 出産した女性労働者がいた      ② 出産した女性労働者はいなかつた

- 2 1で「①出産した女性労働者がいた」を選んだ事業所にお尋ねします。  
出産した女性労働者は育児休業を取得しましたか。  
あてはまるものいずれか1つに○をつけてください。
- ① 育児休業を取得した女性労働者がいた  
② 育児休業を取得した女性労働者はいなかつたが、育児休業を取得予定の女性労働者がいる  
③ 育児休業を取得した女性労働者も、育児休業取得予定の女性労働者もいなかつた

御協力いただきありがとうございました。

【本紙を用いて回答する場合の送付先】

滋賀労働局雇用環境・均等室

所在地 : 〒520-0806 大津市打出浜 14 番 15 号

電話番号 : (077) 523-1190